



国64

14.12.26

国土入企第25号
平成26年12月25日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、その円滑な施行に向け、運用上の留意点を別紙1のとおり各省庁あて、別紙2のとおり都道府県（及び管内市区町村、指定都市）あて送付しておりますので、参考としてお知らせいたします。

国土入企第23号
平成26年12月25日

各省庁会計課長等 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各府の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、その円滑な施行に向け、下記のとおり、運用上の留意点をお示しし、参考として送付致しますので、貴管下発注関係部局（入札契約適正化法の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知方をお願いします。

記

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めているものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要

となります。

3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めるなどを否定するものではありません。

4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、

- ・公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
 - ・低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
 - ・談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続の中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとること
- などが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれても、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。

5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。

6. 現在内訳書の提出を求めていない発注者の参考となるよう、内訳書の例を別添1のとおり作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

また、国土交通省地方整備局の工事で用いている内訳書の例についても併せてお示します（別添2、3）。

7. 入札金額の内訳の提出及び内訳書の内容確認その他の必要な措置を講ずる責務については、平成27年4月1日から施行されますが、改正法附則第4条第1項により、施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しないこととされていますので、ご留意ください。

別添1：現在内訳書の提出を求めていない発注者を想定した簡易な内訳書の例

別添2：国土交通省地方整備局の土木工事で用いられている内訳書の例

別添3：国土交通省地方整備局の建築工事で用いられている内訳書の例

総行行第273号
国土入企第22号
平成26年12月25日

各都道府県総務部長・土木部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

} 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、下記のとおり、運用上の留意点をお示ししますので、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長、市区町村議会に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めているものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要となります。
3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めるなどを否定するものではありません。
4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、
 - ・公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
 - ・低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
 - ・談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとることなどが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれでは、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。
5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。
6. 現在内訳書の提出を求めていない発注者の参考となるよう、内訳書の例を別添1のとおり作成しましたので、必要に応じてご活用ください。
また、国土交通省地方整備局の工事で用いている内訳書の例についても併せてお示しいたします（別添2、3）。
この他、市町村にあっては、都道府県や近隣市町村において用いられている内訳書様式も参考にしてください。

7. 入札金額の内訳の提出及び内訳書の内容確認その他の必要な措置を講ずる責務については、平成27年4月1日から施行されますが、改正法附則第4条第1項により、施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しないこととされていますので、ご留意ください。

別添1：現在内訳書の提出を求めていない発注者を想定した簡易な内訳書の例

別添2：国土交通省地方整備局の土木工事で用いられている内訳書の例

別添3：国土交通省地方整備局の建築工事で用いられている内訳書の例

(記入例)

別添1

平成〇年〇月〇日

殿

住 所 ○○市○○町○○番○号

商号又は名称 株式会社 ○○建設

代表者 氏名 代表取締役 ○○○○ 印

工事費内訳書

工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
-----	-----------------

工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D

別添2

平成 年 月 日

○○ 殿

住所 所
商号又は名称
代表者 氏名

工事費内訳書

工事名 : 〇〇〇〇工事

注)本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注)発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

別添3

支出負擔行為擔當官

平成〇〇年〇〇月〇〇日

○○ ○○ 殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

工事費内訳書

工事名：

工事内訳

直 接 工 事 費 種 目 別 内 計

直 接 工 事 費 科 目 別 内 訳

直 接 工 事 費 中科目別内訳

直 接 工 事 費 細目別内訳